

# 対馬市における部活動の地域移行に関する基本方針

令和7年 1月

対馬市教育委員会

## 目 次

1	部活動の意義と課題	P 1
2	地域移行の目指す姿	P 1～ 2
3	改革の方向性	P 2
4	地域クラブ活動の在り方について	P 2～ 3
5	運営・実施主体の在り方について	P 4
6	指導者の確保について	P 4
7	学校施設・社会体育施設等の利用・管理について	P 4～ 5
8	適切な休養日等の設定について	P 5
9	大会参加の在り方について	P 5
10	地域連携・支援体制の構築について	P 5～ 6
11	地域クラブの認定について	P 6
12	教職員の兼職兼業について	P 7～ 8
参考資料1	対馬市地域クラブ認定要件確認書	P 9
参考資料2	対馬市地域クラブ公認申請書	P 10
参考資料3	兼職兼業許可願	P 11

## 1 部活動の意義と課題

部活動は、生徒をスポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として実施されている。

しかし、少子化による学校の小規模化が進んだことや、専門性や意向に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは今後、より一層厳しくなる。そのため、学校単位で、教師が指導する従来の部活動を、今後も現状の形で維持していくことは極めて困難であると言わざるを得ない。

こうした中、対馬市においても中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、まずは、休日の部活動を段階的に地域移行していくべきであると考え。その際、あわせて、地域移行の受け皿となる地域におけるスポーツ・文化芸術活動機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の創出と充実、地域スポーツ・文化芸術活動の振興についても着実に取り組むこととする。長期的には、平日の部活動の地域移行についても視野に入れ、地域の状況に応じ、柔軟な体制づくりを進める必要がある。

対馬市 中学校 入学生徒数推移 (R6～R19) ※R6, 9, 1現在

	中3	中2	中1	R7入学	R8入学	R9入学	R10入学	R11入学	R12入学	R13入学	R14入学	R15入学	R16入学	R17入学	R18入学	R19入学
巖原中	39	52	58	44	48	52	53	44	54	55	33	45	45	40	38	29
久田中	21	24	17	26	11	21	22	22	24	22	22	20	25	20	20	14
豆敷中	5	1	5	1	4	0	0	0	0	1	2	4	3	1	2	1
雞知中	67	49	50	52	41	59	61	47	49	50	40	46	38	48	31	32
大船越中	13	5	8	10	10	6	4	8	5	5	5	2	9	4	0	7
豊玉中	26	21	29	26	29	17	27	17	17	16	22	22	13	21	15	16
西部中	15	5	9	9	5	4	8	7	7	5	4	4	6	4	3	2
東部中	12	12	11	14	6	15	5	15	8	8	8	6	3	4	7	4
仁田中	9	7	3	6	3	6	5	7	6	6	2	6	8	4	3	5
佐須奈中	6	6	3	9	7	5	5	8	10	10	9	6	12	4	7	8
比田勝中	13	21	16	17	18	14	23	20	21	20	13	22	16	11	11	10
	226	203	209	214	182	199	213	195	201	198	160	183	178	161	137	128

## 2 地域移行の目指す姿

- (1) 少子化の中、学校の部活動という体制だけでは支えきれなくなっているスポーツ・文化芸術活動に取り組む環境を、今後学校単位から地域単位の活動に変えていくことにより、将来にわたり対馬市の子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。このことは、学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながる。
- (2) スポーツ・文化芸術活動に自発的に取り組むことにより、自己実現を図り、前向きで活力ある社会と絆の強い社会を創ることを目指す。
- (3) 部活動の教育的な意義や役割については、地域単位の活動においても継承・発展させ、新しい価値が創出されるように環境を整えていく。

(4) 単に部活動を学校から切り離すということではなく、子供たちの望ましい成長を保障できるよう、地域において持続可能で多様なスポーツ・文化芸術活動の環境を整備し、地域全体で子供たちの多様な体験機会を確保する。

### 3 改革の方向性

- (1) 休日の部活動から段階的に地域移行していく。
- (2) 地域におけるスポーツ・文化芸術活動機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実にも取り組んでいく。
- (3) 地域のスポーツ・文化団体と学校との連携や協働を推進していく。
- (4) 改革の目標時期としては、令和6年度から各学校・地域へ移行の説明を行い、準備が整った学校・部から順次移行していく。令和7年度末には休日の部活動の地域移行を完了し、令和8年度からは休日の活動は地域クラブ活動として実施する。
- (5) 平日の部活動の地域移行は、休日の地域移行の進捗状況等を検証しながら、更なる改革を推進していく必要がある。

	R 6	R 7	R 8
部活動 (平日)			
部活動 (休日)			※令和8年度からは休日の活動は地域クラブ活動へ
地域クラブ活動 (休日)			

### 4 地域クラブ活動の在り方について

(1) 休日の地域クラブ活動は、これまで中学生を学校部活動で育成してきた視点を引き継ぎながら、地域活動により育てることを基本に、学校、地域の実情により主に以下の3パターンによる体制を整備していくこととする。

- ① 現在ある部活動に、当該校教職員以外の指導者(兼職兼業発令を受けた者を除く)を置き、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法
- ② いくつかの学校の部活動が集まって、当該校教職員以外の指導者(兼職兼業発令を受けた者を除く)を置き、学校の活動ではない地域クラブ活動とする方法
- ③ 現在地域にある、または新設するスポーツや文化系の活動団体(教室・サークル含む)に所属・参加して活動する方法

いずれにしても、これまでの学校教育活動から切り離し、任意による地域の活動として取り組むこととする。

- (2) 中学校区内の活動に限らず、地域の実情に応じ近隣の中学校区も視野に入れた受入体制を構築しながら、生徒が徒歩または自転車あるいは保護者の送迎で往復できる範囲を活動場所とするよう努める。
- (3) 活動は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月スポーツ庁・文化庁）」に則って行う。また、指導者体制を考慮し、柔軟な活動日・時間を設定できる仕組み作りにも対応することとする。
- (4) 休日のクラブ活動については任意参加とする。なお、任意加入に伴う休日の生活面のサポート体制を考慮し、休日の過ごし方については学校で指導していくこととする。
- (5) 休日の地域クラブ活動については、学校の管理下外の活動になるため、(公財)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となることから、生徒及び指導者に対し、スポーツ安全保険（障害・賠償責任）への加入を要件とする。

■ 学校部活動と地域クラブ活動の主な違い

これまで（学校教育活動）

	学校部活動	
活動日	平日（月～金）1日休み	土日いずれか
運営	学校	
指導者	教員・外部指導者	
活動場所	学校施設	
活動単位	学校単位	
保険	スポーツ振興センター保険	

移行後（学校教育活動から社会教育活動へ）

	学校部活動	連携		地域クラブ活動
活動日	平日（月～金）1日休み	→	活動日	土日いずれか
運営	学校	←	運営	保護者会、地域のスポーツ・文化団体
指導者	教員・外部指導者		指導者	地域の指導者、教員（兼職兼業希望者）
活動場所	学校施設		活動場所	社会教育施設・学校施設
活動単位	学校単位		活動単位	単一校に限らない
保険	スポーツ振興センター保険		保険	一般の保険

## 5 運営・実施主体の在り方について

(1) 運営主体については、事業の運営・事務局を担うこととし、活動場所の利用調整、学校や指導者等との連絡調整、スケジュール管理、会費の管理、指導者への謝金の支出などを行うこととする。

### 【運営・実施主体として想定される団体等】

- ・保護者会（単独校または複数の学校の部が統合して設立する団体）
- ・スポーツ関係団体(各競技別協会・連盟など)
- ・文化芸術団体・文化協会など
- ・地域クラブ

(2) 活動内容については、既存の部活動種目の継続を優先としながらも、競技力向上を目的とする活動に捉われることなく、世代間交流など、体験を基本としたスポーツや文化・芸術活動に親しむ環境づくりにも努めることとする。

(3) 市教育委員会は、地域クラブ活動団体の認定基準を設けるとともに、活動に配慮した支援を行うこととする。

(4) 運営・実施団体については、休日のクラブ活動における活動計画を策定し、適正な運営に努めることとする。

(5) 活動に係る費用については、原則、受益者負担としながら、年間を通じて活動するに見合った金額を設定する。

(6) 運営・実施団体は、常に学校や保護者と連絡を密にししながら、適切な指導者確保に努めるとともに、活動方針の共有・情報発信の強化に努める。

(7) 各中学校においては、部活動顧問との連携が図られるよう協力を努める。

## 6 指導者の確保について

(1) 県の指導者エントリーシステムや本市独自の指導者エントリーシステムを活用し、指導者の確保に努める。

(2) 指導者に対する謝金等については、現在の部活動指導手当を参考に金額等の設定を検討するものとする。

(3) 休日における指導を希望する教職員の兼職兼業の許可については、本人の意思を尊重し、勤務校等における業務への影響や健康への配慮など、学校運営に支障がないことの事前確認等を行う。また、兼職兼業の教職員に限らず各クラブの指導者間で輪番制を取り入れるなど負担軽減に心がける。

## 7 学校施設・社会体育施設等の利用・管理について

(1) 学校並びに市教育委員会は、地域クラブ活動団体に対し、学校部活動として使用し

ている学校体育施設や教室、社会教育施設における優先的な利用への配慮や管理方法などについて制度設計に努める。

- (2) 地域クラブ活動において学校体育施設及び社会教育施設等を利用する際は、他利用団体との調整を行う。
- (3) 活動に用いる用具・備品等は原則として利用者自身が用意する。ただし、利用者が学校備品の利用を希望する場合など、学校部活動を引き継ぐ団体が使用する場合は、学校長が利用の許可を判断するものとする。なお、学校備品の利用を許可する際は、あらかじめ利用者と学校の双方で備品の状態や保管状況、破損時の責任の所在等を明確にしておくものとする。

## 8 適切な休養日等の設定について

- (1) 1日の活動時間は、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 学校の学期中は、土曜日及び日曜日は少なくともどちらか1日以上を休養日とする。
- (3) 学校の長期休業中における休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、多様な活動を行うことができるよう、夏季・年末年始の学校閉庁期間は休養日とし、一定程度の長期休養期間（オフシーズン）とする。
- (4) 連休（特に大型連休）等については、地域や学校の実態を踏まえて活動計画を工夫する。（大会・コンクール参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振り替えるなど。）

## 9 大会参加の在り方について

- (1) 中学校体育連盟主催の大会やコンクール等においては、日本中体連、各大会主催団体が定める参加基準に準ずるものとする。
- (2) 複数校で編成される地域クラブにおいては、大会成績など高校入試に係る個人の評価に対する取り扱いについては、学校と団体、指導者が連携を密にしながら公平に資するよう努める。

## 10 地域連携・支援体制の構築について

- (1) 市教育委員会は市内の各地域で実施されている地域クラブ活動について、情報を発信することとする。
- (2) 市教育委員会は受益者負担を原則としながらも、社会教育施設利用に係る使用料の減免措置や、学校施設利用に係る規制の緩和、九州・全国大会等に出場する際の補助

金の在り方など、地域クラブ・保護者の負担を軽減するための支援に努める。

- (3) その他、運営や活動にかかる経費は、国や県・各支援団体の補助制度の動向を見極めながら支援策を講じていくこととする。
- (4) 休日の地域クラブ活動については、市教育委員会、市内中学校、運営・実施団体、保護者が常に子供たちが安全・安心に活動できるよう連携を密にしながらサポートできる体制整備に努めることとする。

## 1 1 地域クラブの認定について

### (1) 地域クラブの定義

対馬市では、地域クラブの活動には、学校と連携して活動を行うことで、部活動の教育的意義を継承・発展させていくことを求めている。

#### 【対馬市地域クラブの定義】

- ・学校と連携して、本方針を踏まえた活動をする
- ・規約等を作成すること
- ・勝利至上主義や営利目的を主とした運営ではないこと

具体的には、(参考資料1)の「対馬市地域クラブ認定要件確認書」の要件を、全て満たした活動を行う地域のクラブを、対馬市地域クラブとして認定することとしている。

#### ○市の認定を受けると・・・

- ・学校と協議し許可を得ることで、学校施設を利用して活動する
- ・生徒の募集案内や、連絡等の文書を各学校に配布する
- ・市がホームページ等で地域クラブの紹介をする

等のことを行えるようにする。

※各種大会の参加については、各競技団体の参加規定を確認する必要がある。詳細については各大会の主催者に問い合わせる。

### (2) 認定の手順 (提出書類は P9～10の参考資料1・2参照)

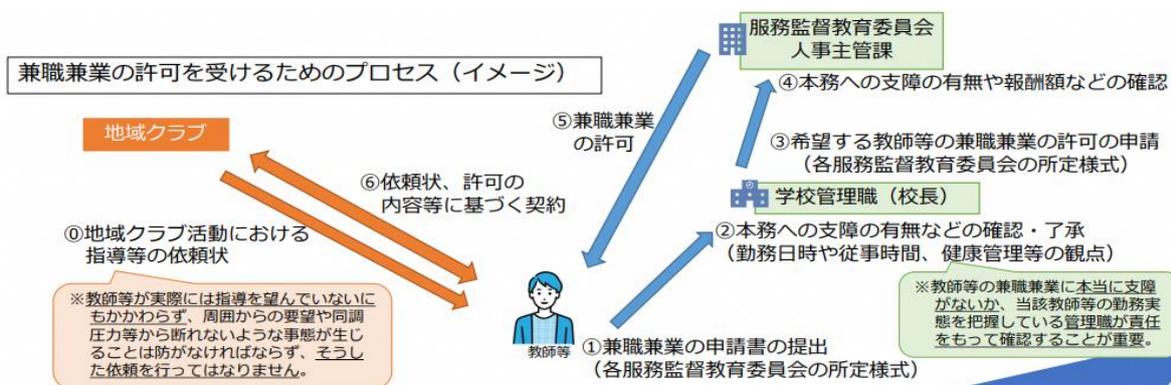
- ①クラブの責任者は、(様式1)「対馬市地域クラブ認定要件確認書」の全ての認定要件を満たしていることを確認し、必要事項を記入する。
- ②クラブの責任者は、(様式2)「地域クラブ公認申請書」に必要事項を記入し、(様式1)「対馬市地域クラブ認定要件確認書」、規約、活動計画書、役員及び会員名簿、保険加入書の写しを添付して、市教育委員会生涯学習課へ提出する。
- ③市教育委員会で記載内容をチェックし、認定要件を満たしていることを確認する。
- ④市教育委員会は申請団体を「対馬市地域クラブ」として認定する。

## 1 2 教職員の兼職兼業について

### (1) 教職員が地域クラブ指導者として活動するまでの流れ

※地域クラブ（運営主体）から依頼があった場合

申請者（教職員）	・兼職兼業を希望する教職員は、所属の校長に申し出る。
① 申出を受けた校長	・申出を受けた校長は「兼職兼業許可願」（参考資料3）を申請者に渡す。
② 申請者（教職員）	・兼職兼業を希望する教職員は「兼職兼業許可願」を所属校長に提出する。
③ 校長	・申請内容を確認後、校長意見を記入、押印して承認する。 ・承認後は「兼職兼業許可願」を教育委員会に提出する。
④ 教育委員会	・申請内容を確認後、承認の可否を決定する。 ・承認した場合は「兼職兼業許可書」を申請者へ送付する。
⑤ 申請者（教職員）	・「兼職兼業許可書」を受理後、希望する地域クラブでクラブ指導者として指導にあたる。



「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」

文部科学省より

### (2) 兼職兼業の根拠法令

- ・地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条等の規定に基づく。
- ・サービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には、営利企業等に従事することができる。

### (3) 許可の判断を行う際に留意すべき事項

- ・学校運営に支障がないこと。
- ・学校や教職員への信用を失墜させないこと。

#### (4) その他

- ・クラブ指導者として従事している時間については、学校施設を使用している場合、学校教育活動に関する業務を行っている時間には当たらないため、区別して従事するようにする。
- ・兼職兼業を希望する教職員は、年度ごとに「兼職兼業許可願」を提出する。
- ・対馬市指導者エントリーシステム



(参考資料1)

【様式1】

## 対馬市地域クラブ認定要件確認書

下記の認定規定の左側□に☑を入れてください。

### クラブの組織に関すること

- 学校と連携して活動すること。
- 活動場所までの移動について、子供やその保護者の過度な負担とならないこと。
- 継続的な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が教育上、子供の健全育成に際し、適正であると認められること。
  - ・目的 ・役員 ・入退会 ・会費等 ・保険等
- 活動内容や活動実績について、子供の在籍校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- 学校活動時の怪我等に備えた災害給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に加入すること

### 地域クラブの活動方針や指導方針に関すること

- 部活動のこれまでの教育的効果や意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子供の資質・能力の向上及び健全育成を主たる目的として活動すること。
- 体罰や暴言等の、子供の人権を侵害する違法な行為を行わないこと。
- 国・県のガイドライン、および本市の方針に沿った活動及び活動時間を設定すること。
- 子供の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、子供の安全確保に万全を期すこと。

※以上の条件を満たし、認定地域クラブとして申請様式1、地域クラブ規約（任意様式）を添えて提出いたします。

令和 年 月 日

団体名

代表者名

(参考資料2)

【様式2】

対馬市地域クラブ認定申請書

1	団体・地域クラブ名	
2	代表者名	
3	連絡先(電話番号)	
4	住所	
5	指導者名・資格等	
	指導者名・資格等	
6	活動種目名	
7	活動拠点(施設名)	
8	募集対象	
9	活動時間(休日)	
10	会費など月の負担額	

様式1の対馬市地域クラブ認定要件を確認し、地域クラブの承認を申請します。なお、認定期間は当該年度とし、認定要件に当てはまらなると判断された場合は、認定期間中においても認定取り消しになることを承認いたします。

令和 年 月 日

代表者名 \_\_\_\_\_

※以下、教育委員会が記入

上記の内容を踏まえ、令和 年 月 日～令和 年 3月31日まで  
\_\_\_\_\_を対馬市教育委員会の公認団体として認定する。

令和 年 月 日

対馬市教育委員会 教育長 \_\_\_\_\_ 印

(参考資料3)

兼職兼業許可願

令和 年 月 日

対馬市教育委員会 様

所属 \_\_\_\_\_

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

地方公務員法第38条第1項や教育公務員特例法第17条第1項の規定により下記のとおり申請します。

1 従事しようとする業務の団体について	
(1) 団体名	(2) 所在地
(3) 事業内容	(4) 業務形態の種別
2 従事しようとする業務について	
(1) 職名	(2) 従事予定期間 (年度単位) 令和 年 月～令和 年 月
(3) 勤務時間	(4) 謝礼額
3 従事を必要とする理由	
4 その他参考事項	
所属長意見	
学校名 _____	
校長 _____ 印	

※以下、教育委員会が記入

上記の内容を踏まえ、令和 年 月 日～令和 年 3月31日まで _____ の兼職兼業を認める。
令和 年 月 日 対馬市教育委員会 教育長 _____ 印